

みんなでささえる 国保会計



～国保の加入届出について～

75歳年齢到達により、被用者保険(協会けんぽ、共済保険など)から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入する場合の手続きについて

○75歳に年齢到達した方や、65歳以上75歳未満の方で一定の障がいにより後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方(※1)は後期高齢者医療制度に加入することとなり、現在加入している国民健康保険や、被用者保険(協会けんぽ、共済保険など)の被保険者・被扶養者の資格は喪失します。

(※1)障がい認定の申請を撤回することによって、後期高齢者医療制度に加入せず国民健康保険または被用者保険に加入することもできます。

○被保険者が資格喪失したことにともない、75歳未満の扶養されている方も被扶養者の資格を喪失するため、新たに国民健康保険に加入することになります(ほかの被用者保険の被保険者や、被扶養者に加入する場合は除きます)。

国民健康保険に加入する場合は、本庁または佐賀支所の担当窓口で手続きをする必要があります。

以下の必要書類をそろえて、14日以内に手続きを行ってください。

必要書類

- ① 被用者保険の資格喪失日がわかるもの
- ② マイナンバーのわかるもの

被保険者が後期高齢者医療制度に加入することにともない、国民健康保険に新たに加入することとなった被扶養者のうち、65歳以上75歳未満の国保税については、申請により軽減が受けられます。

○国民健康保険に加入した場合の国保税については、申請をすることで軽減が受けられます。軽減の詳しい内容は国保税担当までお問い合わせください。

○国保税は、国保に加入した日から月割りで賦課され、翌月からの納付となります。

このほかにも不明な点などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。



○お問い合わせ 本 庁 住民課 国保係
住民税係(国保税担当)
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800
☎43-2816
☎55-3112